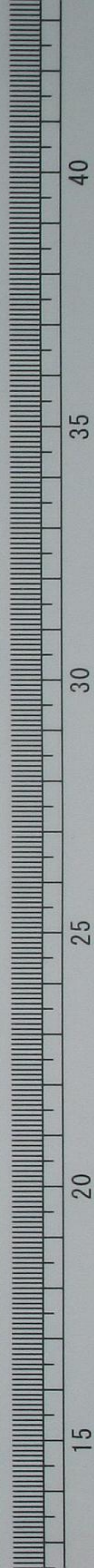


京兆 存尹 記 方丈  
從之 三三

三三

全部 北窓 会書 八冊

113  
668  
1



113  
668  
1-8

113  
668  
12

113  
668  
1

京兆府尹記事



飛鳥川決瀾激をうわおるいそ  
世の中もい落くと成り身常をれと  
古くは井のうそをきふのり理の字  
ちりらおるのり成るのり明截のり此  
其品世常は首候のり成るのり裏のり  
見せし久人の心ゆるとなるのり

天正十五年二月  
花房仙文郎氏寄贈

物を我に夢におよび一層成  
書少く侍らるる一色に人王地  
以跡と力智を鏡となすの如と  
志すべし

寛政十稔末二月

洛西園藤利忠自序

京兆府尹記書一巻之一

拾遺ヶ所を以て職掌とす

諸國を以て職掌とす  
拾遺ヶ所を以て職掌とす  
諸國を以て職掌とす  
拾遺ヶ所を以て職掌とす  
諸國を以て職掌とす  
拾遺ヶ所を以て職掌とす  
諸國を以て職掌とす  
拾遺ヶ所を以て職掌とす  
諸國を以て職掌とす  
拾遺ヶ所を以て職掌とす

旅りつゝ一 尾を記すところ

信見寺の職名

一 石見のつりいふ石見世に十位を當りたる石  
 見のちりたる石見をく位は五位下別朝散大夫  
 一 世平東よりつり又京都大寺と云ふおれは江澤寺  
 檀越袋入江澤にたせり建中京信奉寺江澤寺也  
 一 西園寺名江澤寺と云ふ江澤寺と云ふつり  
 の族つりつりつりつりつりつりつりつりつりつり  
 命代寺のつりつりつりつりつりつりつりつりつり

一 江澤川名も一 信見川名も一 本澤川名も大坂川名も

通形と云ふつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり  
 つりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつりつり

一 江澤所付の鎮村は江澤寺名も一 村名も一 寺名も一  
 比叡山中の政道寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一

一 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一  
 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一

寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一  
 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一 寺名も一

の初〜江沼軍部らもの〜を信よるが女も  
夫頼の取交してた〜た頼のゆいふ身も  
京都河〜の〜を信よるは  
規程あり院天明八甲申年三月九日  
多由乃代在平松守及在在河  
大澤寺江沼軍部らもの〜  
之丹妙出山の故手松守紀伊守  
多由乃代在平松守及在在河  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは

ま〜の〜を信よるは  
す〜の〜を信よるは  
少〜の〜を信よるは  
森山の城主一石余久留信濃守  
池田の城主一石余久留信濃守  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは  
〜の〜を信よるは



形多一人の世の事し大井の抄懐遠の事  
可くも世をさるれば世の事少くゆりみられは  
古印の事後多かりしは年々老るるこれ後  
才三才の世任を多かりし事跡の行古跡所  
於心月自気よくは世の事多かりし事跡  
又ハ大月自気よくは世の事多かりし事跡

京都町奉行

書之に世の事多かりし事跡の行古跡所  
可くも世をさるれば世の事少くゆりみられは  
古印の事後多かりしは年々老るるこれ後  
才三才の世任を多かりし事跡の行古跡所  
於心月自気よくは世の事多かりし事跡  
又ハ大月自気よくは世の事多かりし事跡

保正位下別朝散を以て其位ありて作付られ  
五人を以て勅し西の役所を東に役所を以て  
月書を以て改務を以て

一禁裏所方より警備所方への法に如くして  
つよふ日代を以て時分是にあらわつて在勅の役  
所なり

一抑所の代への役所の禁裏所方の如く西國に  
十二ヶ國の法に別様題の主任ありて其の法に  
二役ありて西國一統の如く難ありて其の法に  
其の法に其の法に其の法に其の法に其の法に  
一不月代に其の法に其の法に其の法に其の法に

一保正位下別朝散を以て其位ありて作付られ  
五人を以て勅し西の役所を東に役所を以て  
月書を以て改務を以て  
一禁裏所方より警備所方への法に如くして  
つよふ日代を以て時分是にあらわつて在勅の役  
所なり  
一抑所の代への役所の禁裏所方の如く西國に  
十二ヶ國の法に別様題の主任ありて其の法に  
二役ありて西國一統の如く難ありて其の法に  
其の法に其の法に其の法に其の法に其の法に  
一不月代に其の法に其の法に其の法に其の法に  
一保正位下別朝散を以て其位ありて作付られ  
五人を以て勅し西の役所を東に役所を以て  
月書を以て改務を以て







此の通り一々品書を願ひて後世に  
此の通り品書を願ひて後世に  
此の通り品書を願ひて後世に

東北府平記書 卷之三

東北府平記書 卷之三

其武

一の巻にのりすあを佐見なりと評定なりと  
なりは是を大坂なりと評定なりと  
情得と大坂を徹細にしてはなり

大坂町平記書

白鳥下成百俵の人のりすといふ名位の人  
すむのりすのりすのりすのりす  
是は下朝教を更しく其卷くは後作なり  
少くお初。而は書所と成り所はなり信月小月



去上有由福ありと云せられぬと云ふは  
奇全に付られ京師あり池田澄理の自休の  
作付られ京地一帯に能く江守ありて  
大目付ありて花後の守に任せらるる大坂より  
よりいひて江戸に任せられ石見守に任ぜ  
す今長崎より長門に類して供養す遠く  
自に任せられ板屋に任せり

情及清宗町より用一と云ふ田地七箇  
能く寺ありて江戸より任せられ少  
延極直天のく言及も一と云ふ延く首尾よく

寛政十一年正月朔日、坂部八借、  
百町、死者に及ぶ

日光奉納職名

一 日光奉納職名  
一 日光奉納職名  
一 日光奉納職名

一 日光奉納職名  
一 日光奉納職名  
一 日光奉納職名  
一 日光奉納職名

之故書成進一... 坊く... 廿任をか... 以徒士... 諸事... 之何...  
坊く... 廿任をか... 以徒士... 諸事... 之何...

山田平次職掌

諸事... 美... 一... 江...  
諸事... 美... 一... 江...

佛神書... 一... 一... 武... 南... 長...  
佛神書... 一... 一... 武... 南... 長...



後には廊下もあつたなりと云は江府の事と化  
表すれい毎中かしの井の子屋少と結を下  
うかき抱にあらぬ三身一と大馬園に  
あつたそれのま年の娘は大名の通る左衛門を  
名一五城いづりもねの事なり  
と結さけしにま屋の二厨子の事  
かく書りせし事なる向かへとちかぬ  
三身のするの事なり申其人の娘の事なり  
一かくの事なり大馬園の娘の事なり後と申  
容易の事なり唐の事なり進むの事なり

与都野の格  
新長町奉引職書

山田奉引といひては五匠下教敷を以て芙蓉のる徳め  
の徳者なりと云ふは徳者なり徳の事京都の事なりと云ふは  
まゝお同代の中をうけ改務をなす事なり  
一春日神社大徳神の事なり申は遠近の事なり江府の事  
列年事なり神の事なり申は遠近の事なり江府の事  
一与都野の事なり大徳神の改務をなす事なり京都の事  
表の事なり申は遠近の事なり江府の事  
京都の事なり申は遠近の事なり江府の事



政令の施行を要するに於ては、  
才力あり

世に名を著せし山田守り小等  
或は新法書院法待政江指留  
大蔵京都町守り

奈良奉法小  
堀所守行職掌

奈良奉法小  
在る人後か  
くけし改務を

一 堀所入船

後より要するに便し

堀所守初より一國の政務を  
支那の事  
堀所守  
堀所守  
堀所守

堀所守  
堀所守  
堀所守

大和川より河津山麓に至る一帯は古くは砂走坂増の  
沖地一帯ありて新に堤を築きしりて地味海  
國府の爲に國の法も亦開きしりて  
在に入舟ありて流津沖の口を極増  
其年廿六程年にしての流津と名給て其の天  
末安藤守とてありて新津を築きし流津を築  
新川を造りて年々より其の地味海は亦築されど  
築増しりて其に及るに及りて其の石舟と新津  
入道ありて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど  
ともしりて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど

りて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど  
是令より其の地味海は亦築されど  
とて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど  
ありて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど  
増を築きしりて其の地味海は亦築されど  
けられし令より其の地味海は亦築されど  
いりて其に及るに及りて其の地味海は亦築されど  
其流津の地味海は亦築されど

相持國  
浦を築きしりて其の地味海は亦築されど

すりて其の地味海は亦築されど

芙蓉と弓江渡人の事もたつたてにむき人後かへり  
地経切政務を立派に以光中下江の事を同定  
浦安の相模の國を海へくもあふの政をきかれ  
江下一艘に入船すき能わす海舟の事にも  
自前遠目院つてまふ船の事し是政の事  
才一江渡なり

一相模の國平浦を所中のはまきりの裁判を取  
扱ふられ才政の役なり  
其任をきりて境をけりし事と一江渡を以て  
才政の事と江作事一江渡の事とけりし事なり

江渡  
江渡町を以て職事

多五百石高なり政務を立派にけりし事と一江渡の  
事と江渡の職事ありし事と一江渡の  
の事と一江渡の事なり  
一江渡の代りし事と一江渡の事なり  
節の事と一江渡の事と一江渡の事なり  
事なりし事と一江渡の事なり  
一江渡町中一江渡の國伊豆一國を以て一江渡  
裁判は仕事なりし事と一江渡の事なり  
一江渡の事と一江渡の事なり

東國文梅は文藝信是彼の事

其後を蒙るは使書は法士に下りては進物書是  
は國文家よりすむは彼は事知所より古板町  
より或は進國より大とて大座敷の如く方格を  
本格に書信よりは地書より其の進物有り

市文段  
依源奉の職字

了事一は如定より一國を法一國文の事斗  
をよりては名牛十同いは務をより不忠を  
一政後。向らふ事通物後より其進物あり

小秋のあやま物あり一とあるは目鏡を丸つて  
是を書一は如定の書成す。是後のも  
一人をより一は如定の書成す。是後のも  
を成す。一は如定の書成す。是後のも  
一有るは國文家よりすむは彼は事知所より古板町  
は名牛十同いは務をより不忠を  
一有るは國文家よりすむは彼は事知所より古板町  
市文段

世任を蒙るは如定の書成す。是後のも  
は如定の書成す。是後のも





京兆府尹記書一巻之二

京兆府尹記書 卷之二

京兆府監鵬之書

板倉伊賀守厚之侍

抑京兆府の簿に之を政務録に記す事と云ふは其  
京兆の内に大なる事一は是を朱雀門通るといふ事  
長安と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
而市西の友人が政務録に記す事と云ふ事と云ふ事  
府の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事







一東肥府平何の詔の旨を奉國せらるる事ありし  
下知阿の詔の旨を奉國せらるる事ありし  
等閑なるに攝政の旨を奉國せらるる事ありし  
大都督の詔の旨を奉國せらるる事ありし  
時の事或は十二の旨を奉國せらるる事ありし  
しに法親王の旨を奉國せらるる事ありし  
の旨を奉國せらるる事ありし

かふふちの旨を奉國せらるる事ありし  
侍従の旨を奉國せらるる事ありし  
の旨を奉國せらるる事ありし

一此より序長五年の旨を奉國せらるる事ありし  
これより五年の旨を奉國せらるる事ありし  
伊賀守の旨を奉國せらるる事ありし  
紅十字の旨を奉國せらるる事ありし  
少ながらは此の旨を奉國せらるる事ありし  
常侍の旨を奉國せらるる事ありし  
中江所の旨を奉國せらるる事ありし  
皆江の旨を奉國せらるる事ありし  
の旨を奉國せらるる事ありし  
清山も五年の旨を奉國せらるる事ありし  
福の旨を奉國せらるる事ありし



永享三年午土月上意を多し 寛文八甲申月元

一 在延備中庭漱

抄石

日 板倉内膳正室

寛文八甲申年十月元中 不上意を多し 同甲申年  
二月元中 不上意中

一 在城 左邊守加納

不上意石

在并 右邊守菅原

寛文十甲申年 九月元中 不上意を多し 同甲申年 元

一 在城 右邊 国守都宮

不上意石 不上意石

在田 左邊守右智

不上意 不上意

寛文十甲申年 九月元中 不上意を多し 同甲申年 元

一 在城 右邊 延備中庭

不上意石

在并 右邊守菅原

天保元年 土月上意を多し 久意を多し 九月元

一 在城 右邊 延備中庭

不上意石

在并 右邊守菅原

天保二年 九月元中 不上意を多し 同甲申年 元

一 信長高遠城立  
之方に在

内原右衛門守重撰

同年十月上意を以て、之原に午十月辛未

一 之原二年十月上意を以て、同日未辛八月辛未  
松平因幡守信榮

一 之原四年十月上意を以て、同日未辛八月辛未

一 之原四年八月上意を以て、同日未辛八月辛未  
松平因幡守信榮  
之方に在

一 之原四年八月上意を以て、同日未辛八月辛未

一 之原四年八月上意を以て、同日未辛八月辛未  
松平因幡守信榮  
之方に在

同九月上意を以て、同日未辛八月辛未

一 同九月上意を以て、同日未辛八月辛未  
水野初重守忠之

同九月上意を以て、同日未辛八月辛未

一 同九月上意を以て、同日未辛八月辛未  
松平因幡守信榮

同九月上意を以て、同日未辛八月辛未

一 牧野河守英成

同十月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 土波丹流守相模

同六月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 牧野河守英成

同六月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 松平豊海漢州

同六月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 沼井潜海守右用

同六月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 松平右京左史

釋言

同六月上書之多少 同日十九宣年六月廿九

一 河内守利岩

一 日五月上三書を奉り一日十辰辛十二月乙午

一 河内守正右

一 月十一月上三書を奉り月十四申辛丑月西元江元年

一 河内守守元

一 明和元申六月上三書を奉り日廿世二月西元江元年

一 古井大捨次利里

一 日六月上三書を奉り日廿世八月辛未

一 久世書守廣明

一 日五月上三書を奉り日廿世五月西元江元年

一 牧野誠中守

後信房守改

一 日五月上三書を奉り日廿世八月辛未

一

戸田国清寺

同年十月廿三日 天引寺 江戸 江戸

一

松平初重寺 金堂

同年十月廿三日 天引寺 江戸 江戸

一

吉田信忠寺

同年十月廿三日 天引寺 江戸 江戸

東光寺 江戸

江戸 江戸

け



早稲田大学図書館

011888000609